



島根県報

平成17年 3月11日 (金)
 第 1,657 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(景 観 自 然 課)	2
告 示		
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	2
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定の一部改正	(")	5
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	5
島根県建設工事請負契約競争入札参加資格要綱の一部改正	(土 木 総 務 課)	6
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	16
公有水面埋立ての竣功認可	(河 川 課)	16
都市計画事業変更の認可	(都 市 計 画 課)	17
訓 令		
島根県自治研修所研修規程の一部改正	(人 事 課)	18
島根県職員服務監察規程の一部改正	(")	18
島根県職員服務規程の一部改正	(")	18
島根県職員研修規程の一部改正	(")	19
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環 境 生 活 総 務 課)	19
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	20
選管告示		
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の 1 及び 3 分の 1 の数		21
正 誤		
平成17年 2月25日付け島根県報第1,653号中	(産 業 振 興 課)	22

公布された条例等のあらまし

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正する規則 (規則第11号)

1 規則の概要

知的障害者更生相談所で行っている業務を心と体の相談センターで行うことに伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第11号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第4条の表第3号中「知的障害者更生相談所」を「心と体の相談センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 旭福社会	通所介護	デイサービス まつばら	浜田市松原町1100番地1	平成17年 3月1日

島根県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社いきいきライフ	いきいきライフ居宅介護支援事業所	平田市灘分町225番地17	平成17年 3月1日

島根県告示第286号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成3年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年 3月11日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成17年 2月21日から適用する。
- 2 平成17年 2月21日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成 2年 6月 7日付け 2農経 A第635号農林水産事務次官依命通知）第 4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第287号

農地法第 3条第 2項第 5号の規定による別段面積の設定（平成15年島根県告示第19号）の一部を次のように改正し、平成17年 3月22日から施行する。

平成17年 3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

表中出雲市の部に次のように加える。

旧鰐淵村の区域	30アール
旧北浜村の区域	20アール
旧佐香村の区域	20アール
旧佐田町の区域	40アール
旧田儀村の区域	40アール
旧富山村の区域	40アール
旧田岐村の区域	20アール
旧久村の区域	30アール
旧江南村の区域	40アール
旧西浜村の区域	20アール
旧大社町の区域	20アール
旧日御碕村の区域	30アール
旧鷓鷯村の区域	20アール

表中平田市の部及び佐田町の部から大社町の部までを削り、同表備考中「平成16年10月31日現在」の次に「、出雲市のうち旧佐田町の区域は平成17年 3月21日現在」を加える。

島根県告示第288号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1項の規定により告示する。

平成17年 3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町南方見々津144 - 1、海士町大字崎115 - 2、124
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第289号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

第4条第2項に次の1号を加える。

(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用の状況

第6条第1項中「、第1号」を「第1号」に改め、「書類を」の次に「、県外に主たる営業所を有する者にあつては第10号及び第11号に掲げる書類を」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 営業所状況書（様式第3号）（主たる営業所以外の営業所を有する者に限る。）

第6条第1項中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 島根県の部局別発注建設工事の種類別完成工事高一覧表（様式第5号）（土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者に限る。）

(11) 障害者雇用状況調書（様式第6号）（土木一式工事又は建築一式工事の入札参加資格の認定を受けようとする者で、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により障害者雇用が義務付けられているもの又は障害者雇用が義務付けられていないもののうち障害者を雇用しているものに限る。）

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

建設工事入札参加資格審査申請書 (新規・追加)

島根県知事様

年 月 日

受 付 印

所 在 地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

年度及び 年度において島根県で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

01 申請する参加資格の内容 (1 一般競争及び指名競争 2 一般競争) <許可番号>

02 現在の建設業の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> <許可番号> 平成 年 月 日

03 経営事項審査申請書記載の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> 経営事項審査申請書に記載の許可番号と現在の許可番号が異なるときに記載すること。

04 審査基準日 平成 年 月 日 添付する経営事項審査結果通知書の審査基準日を記載すること。

05 商号又は名称 (フリガナ)

06 商号又は名称 (漢字等)

07 代表者氏名

主たる営業所

08 郵便番号 - 09 所在地

10 電話番号 FAX番号

11 ISO9000シリーズ認証取得の有無 (1 有り 2 無し) ISO14001認証取得の有無 (1 有り 2 無し)

12 建設業退職金共済制度加入の有無 (1 有り 2 無し) 13 県内営業所の有無 (1 有り 2 無し)

14 障害者雇用義務者 (1 対象 2 対象外) 法定義務 (1 達成 2 未達成) 法定雇用義務数 障害者雇用数

障害者雇用に関する項目については、土木一式工事又は建築一式工事を申請する県内業者のみ記載すること。

16 技術者数の内訳

資格名	格	人数
建設機械施工技士	一級	
	二級	
土木施工管理技士	一級	
	二級	土木
		鋼構造物塗装 葉液注入
建築施工管理技士	一級	
	二級	建築
		躯体 仕上げ
電気工事施工管理技士	一級	
	二級	
管工事施工管理技士	一級	
	二級	
造園施工管理技士	一級	
	二級	
建築士	一級	
	二級	
	木造建築士	
電気工事士	第一種	
	第二種	
電気主任技術者	第一種	
	第二種	
消防設備士	第一種	
	第二種	
給水装置工事主任技術者	第一種	
	第二種	
地すべり防止工事士	第一種	
	第二種	
建築設備資格者	第一種	
	第二種	
一級計装士	第一種	
	第二種	
舗装施工管理技術者	一級	
	二級	

17 申請事務担当者欄

部課名等

担当者氏名

電話番号

資格名	人数
建設	
建設 「鋼構造及びコンクリート」	
農業 「農業土木」	
電気・電子	
機械	
機械 「流体機械」 又は 「暖冷房及び冷凍機械」	
水道	
水道 「上水道及び工業用水道」	
水産 「水産土木」	
林業 「林業」	
林業 「森林土木」	
衛生工学	
衛生工業 「水質管理」	
衛生工学 「廃棄物処理」 又は 「汚物処理」	
職業能力開発促進法	

「職業能力開発促進法」欄には、具体的な資格名を記載したうえで
人数を記載すること。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

営 業 所 状 況 書

01 営業所番号

鳥根県における入札及び契約の権限を委任する営業所の場合は、複数あってもすべて「50」と記載し、委任しない営業所の場合は、「01」から順に番号を付けること。

02 郵便番号

03 所在地

04 電話番号 FAX番号

05 営業所の代表者 (受任者) の役職名

鳥根県における入札及び契約の権限を委任する営業所の場合は、受任者の役職名を記載すること。

06 営業所の代表者 (受任者) の氏名

鳥根県における入札及び契約の権限を委任する営業所の場合は、受任者を記載すること。

07 営業所が許可を受けている業種	土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設
08 上記のうち入札参加資格審査を希望する業種																												

該当する業種のみ 1又は 2 を記載すること。(1 一般 2 特定)

09 ISO9000 シリーズ 認証取得の有無

(1 有り 2 無し)

ISO14001 認証取得の有無

(1 有り 2 無し)

様式第4号の次に次の3様式を加える。

様式第 5 号その 1 (第 6 条関係)

島根県の部局別発注建設工事の種類別完成工事高一覧表 (土木一式工事)

発注者名称	管内	許可番号	商号又は名称及び代表者氏名
		大臣・知事 (般・特 -) 第 号	

年度	番号	工 事 名	工事金額 (最終請負額)	工 期 (着手) (竣工)	* 評定点
年 度	1		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	2		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	3		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	4		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	5		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	6		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	7		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	8		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	9		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	10		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	11		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	12		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
		計	箇所	円	
年 度	1		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	2		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	3		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	4		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	5		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	6		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	7		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	8		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	9		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	10		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	11		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	12		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
		計	箇所	円	年 月 日 ~ 年 月 日
合 計	A	箇所			* B

- 注 1 発注部局別 (土木建築事務所、支庁、農林振興センター又はその他) ごとに別様として作成し、発注者名称欄にそれぞれの発注部局名を記載すること。
- 2 管内欄は、本社所在地を管轄する各土木建築事務所又は隠岐支庁土木建築局を記載すること。
- 3 工事名欄は、資格審査を申請する年度の直前 2 年度において県から受注した土木一式工事 (元請工事に限る。) を記載すること。
- 4 工事金額は、消費税及び地方消費税を含めた額とすること。
- 5 * 欄は、記載しないこと。

* B _____
A

様式第5号その2 (第6条関係)

島根県の部局別発注建設工事の種類別完成工事高一覧表 (建築一式工事)

発注者名称	管内	許可番号	商号又は名称及び代表者氏名
		大臣・知事(般・特-) 第 号	

年度	番号	工 事 名	工事金額 (最終請負額)	工 期 (着手) (竣工)	* 評定点
年度	1		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	2		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	3		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	4		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	5		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	計		箇所	円	
年度	1		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	2		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	3		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	4		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	5		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	計		箇所	円	
年度	1		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	2		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	3		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	4		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	5		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	計		箇所	円	
年度	1		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	2		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	3		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	4		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	5		円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	計		箇所	円	
合計		A 箇所			* B

- 注 1 発注部局別(土木建築事務所、支庁、農林振興センター又はその他)ごとに別様として作成し、発注者名称欄にそれぞれの発注部局名を記載すること。
- 2 管内欄は、本社所在地を管轄する各土木建築事務所又は隠岐支庁土木建築局を記載すること。
- 3 工事名欄は、資格審査を申請する年度の直前4年度において県から受注した建築一式工事(元請工事に限る。)を記載すること。
- 4 工事金額は、消費税及び地方消費税を含めた額とすること。
- 5 *欄は、記載しないこと。

* B

A

様式第 6 号 (第 6 条関係)

障 害 者 雇 用 状 況 調 書

1 全体の状況

商号又は名称	
基準日	
従業員数 (a)	
従業員のうち障害者数	
除外率 (b) 障害者雇用の義務がある事業者のみ記入すること。	
法定雇用義務数の算定の基礎となる従業員数 (c) 障害者雇用の義務がある事業者のみ記入すること。 $(a) - (a) \times (b)$	
法定雇用義務数 障害者雇用の義務がある事業者のみ記入すること。 $(c) \times 0.018$	

2 個別の状況

	身体障害者手帳等の番号	障 害 等 級 等
1		
2		
3		
4		
5		

注 「身体障害者手帳等の番号」欄は、交付された身体障害者手帳、療育手帳等の番号について、1人につき1行に記入し、1人の者が複数の手帳を有する場合も1行に記入すること。

附 則

この告示は、平成17年3月11日から施行する。

島根県告示第290号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	海潮穴道線	八束郡穴道町大字東来待2106 - 6地先から同大字1658 - 3地先まで	メートル 540.00	平成17年 3月15日	松江土木建築事務所	
"	掛合大東線	雲南市三刀屋町中野1748番1地先から同地先まで	38.00	平成17年 3月11日	木次土木建築事務所	
"	斐川上島線	簸川郡斐川町大字阿宮673番1地先から同大字875番1地先まで	431.00	平成17年 3月25日	出雲土木建築事務所	
"	浜田八重可部線	那賀郡旭町大字都川2553 - 4番地先から同地先まで	71.00	平成17年 3月11日	浜田土木建築事務所	
"	"	那賀郡旭町大字都川1166番地先から同大字2545 - 2番地先まで	253.00	"		
"	都川中野線	那賀郡旭町大字都川2599 - 25番地先から同大字2597 - 26番地先まで	84.00	"		
"	"	那賀郡旭町大字都川2605 - 101番地先から同大字2605 - 102番地先まで	123.60	"		

島根県告示第291号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成17年3月1日

2 竣功認可を受けたもの

島根県

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡西ノ島町大字宇賀字初座539番地、543番地、547番地、548番地1、548番地続1、549番地1、563番地1及び564番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び ⑩の地点と⑪の地点を結ぶ平成7年の秋分の満潮位 (DL + 0.447メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 隠岐郡海士町大字海土地内の松ヶ岬灯台 (北緯36度05分53秒、東経133度04分01秒) から340度33分44秒1, 454.74メートルの地点

の地点 の地点から176度07分16秒 10.42メートルの地点

の地点 の地点から91度39分02秒 13.05メートルの地点

の地点 の地点から93度14分58秒 13.62メートルの地点

の地点 の地点から96度15分28秒 10.89メートルの地点

の地点 の地点から99度21分41秒 7.47メートルの地点

の地点 の地点から102度52分45秒 12.06メートルの地点

の地点 の地点から107度06分50秒 12.02メートルの地点

の地点 の地点から109度50分24秒 12.08メートルの地点

の地点 の地点から111度22分05秒 40.08メートルの地点

の地点 の地点から109度49分59秒 10.28メートルの地点

の地点 の地点から108度47分35秒 10.02メートルの地点

の地点 の地点から107度46分21秒 14.39メートルの地点

の地点 の地点から105度17分11秒 15.98メートルの地点

の地点 の地点から104度12分19秒 10.04メートルの地点

の地点 の地点から103度08分19秒 10.08メートルの地点

の地点 の地点から101度28分08秒 17.81メートルの地点

の地点 の地点から100度19分28秒 62.33メートルの地点

の地点 の地点から100度05分41秒 50.17メートルの地点

の地点 の地点から100度11分35秒 10.03メートルの地点

⑪の地点 の地点から98度40分29秒 10.00メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から96度07分59秒 10.02メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から92度00分14秒 10.04メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から87度52分27秒 5.39メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から84度48分26秒 6.06メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から82度01分02秒 5.06メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から77度13分02秒 10.52メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から72度02分38秒 9.76メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から67度00分27秒 8.84メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から63度11分59秒 4.36メートルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から339度53分10秒 1.91メートルの地点

(3) 面積

4,796.44平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成9年5月19日 指令8河第12号の2

5 閲覧場所

西ノ島町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画公園事業
5・5・2号 一の谷公園
- 3 事業施行期間
平成12年7月4日から
平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

訓 令

島根県訓令第1号

本 庁
地方機関

島根県自治研修所研修規程（昭和37年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

第4条中「福祉事務所、保健所及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

島根県訓令第2号

本 庁
地方機関

島根県職員服務監察規程（昭和37年島根県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条中「福祉事務所、保健所及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

島根県訓令第3号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 2 号中「福祉事務所、保健所及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1 日から施行する。

島根県訓令第 4 号

本 庁
地方機関

島根県職員研修規程（昭和61年島根県訓令第 5 号）の一部を次のよう改正する。

平成17年 3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条中「福祉事務所、保健所及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふるさと工房

3 代表者の氏名

足立貴弘

4 主たる事務所の所在地

隠岐郡隠岐の島町港町塩口82番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、隠岐の島町住民に対して、地域福祉及びまちづくり等に関する事業を行い、地域の活性化及び明るい未来創造に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年3月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 菜の花鉄道をつくる会

3 代表者の氏名

馬庭崇一郎

4 主たる事務所の所在地

出雲市武志町755番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、出雲地域の鉄道（以下「鉄道」とする）沿線地域を活性化させるため、鉄道の集客増加対策を企画立案し、実行する事業を中心に行い、沿線地域における観光資源の有効活用、並びに沿線地域の環境対策、鉄道の安全対策などについて、鉄道運営会社と沿線住民の相互理解とパートナーシップを図ると共に、ボランティア活動の促進を図り、地域コミュニティ全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年3月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

益田市赤城町口565番13 外6筆

益田市栄町口557番8 外5筆

面積 4,965.31平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市あけぼの本町9番地8

株式会社 森本建設

代表取締役 森本恭史

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成17年 3 月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 12,153 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 167,941 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 八束第一選挙区 | 6,616 |
| | 八束第二選挙区 | 5,638 |
| | 八束第三選挙区 | 4,294 |
| | 能義選挙区 | 3,996 |
| | 仁多選挙区 | 4,487 |
| | 大原選挙区 | 8,584 |
| | 飯石選挙区 | 5,766 |
| | 簸川第一選挙区 | 7,333 |
| | 簸川第二選挙区 | 3,916 |
| | 簸川第三選挙区 | 4,421 |
| | 邑智選挙区 | 7,813 |
| | 那賀選挙区 | 4,945 |
| | 鹿足選挙区 | 4,853 |
| | 隠岐選挙区 | 6,731 |
| | 松江選挙区 | 39,229 |
| | 浜田選挙区 | 12,172 |
| | 出雲選挙区 | 23,084 |
| | 益田・美濃選挙区 | 14,367 |
| | 大田・邇摩選挙区 | 11,580 |
| | 安来選挙区 | 8,225 |
| | 江津選挙区 | 6,669 |
| | 平田選挙区 | 7,835 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 167,941 |

正 誤

平成17年2月25日付け島根県報第1,653号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	上から6	第5条	第4条